



相談専用電話
月～金曜日 ぐろーない
☎222-9671
土曜日
☎222-9690

ペイオフ完全解禁の準備はお済みですか？

金融機関が破たんして預金の払い戻しができなくなった場合に、預金者を保護する仕組みに預金保険機構の預金保険制度があります。

平成17年4月1日から預金等の保護範囲が変更になり、預金保険制度で保護される預金額は、全額保護される^(*)決済用預金を除き、1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円とその利息までとなります。

ペイオフとは、金融機関が万が一破たんした場合、預金保険制度に基づき預金保険機構が、預金者に直接保険金を支払うことをいいます。保護対象預金には一定の条件がありますから、ご自分の預金内容を確認してペイオフの完全解禁に備えましょう。

当座預金など	全額保護 決済用預金
普通預金	無利息
	利息あり
定期預金など	元本1,000万円とその利息まで保護

スタート

1 金融機関ごと1預金者で考えます

あなたが預金している金融機関は下記の中にありますか？
(預金保険対象金融機関)

- 銀行（日本国内に本店のあるもの）
- 信用金庫
- 信金中央金庫
- 信用組合
- 全国信用協同組合連合会
- 労働金庫
- 労働金庫連合会

いいえ

預金保険制度では保護されません。

別の仕組みにより保護される場合がありますので詳しくは取引金融機関にお尋ねください。

別の保護制度例

- ・ 郵便局の貯金は政府が全額保証
- ・ 農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協等には別途保険制度があります。

はい

その金融機関に預けている預金等は下記の中にありますか？
(預金保険対象の預金等)

- 預金 普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期預金、別段預金
- 定期積金
- 掛金
- 元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）
- 金融債（ワイド等の保護預り専用商品に限る）
- 上記を用いた積立・財形貯蓄商品

いいえ

預金保険制度では保護されません。

(外貨預金、投資信託など)金融機関が破たんした場合、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

はい

その預金等は、元本1,000万円以内ですか？

いいえ

その預金等は決済用預金を除いて元本1,000万円以内ですか？

(*) 決済用預金とは次の3条件を満たすもの

- ① 無利息
 - ② いつでも払い戻しができる
 - ③ 引き落としなどの決済ができる
- 新規口座開設、現行普通預金（総合口座）からの切替えとも可能です。決済用預金の取扱いを既に開始した銀行もありますが、大部分の銀行では4月までに取扱いを開始する見込みです。

決済用預金は全額保護されます

はい



全額保護されます（利息を含む）

はい

いいえ

決済用預金を除いた元本1,000万円を超える部分とその利息は破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

目次

- ペイオフ完全解禁の準備はお済みですか？…………… 1
- 平成16年度上半期相談実績から…………… 2

- 最近の苦情相談テスト事例…………… 3
- 情報掲示板…………… 4

相談件数、16年度上半期は8,545件

～平成16年度上半期 名古屋市消費生活センター相談実績から～

1 相談全体の特徴

平成16年度上半期名古屋市消費生活センターの相談件数は8,545件で、前年度同期（8,033件、対前年度同期比35.9%増）に比べ件数で512件増、割合で6.4%増となりました。

有料サイト利用料の不当請求に関する相談が引き続き多く、全相談件数の過半数を占めています。最近は手口が複雑巧妙化しており、携帯電話だけでなくパソコンメールを利用した不当請求や詐欺請求も増加してきています。また、中学生や高校生がアダルトサイトにアクセスしてしまい高額な請求を受けたなど、未成年者の相談が増加しています。

2 商品・サービス別相談件数

順位	商品・サービス名			(単位 件)
	平成15年度上半期	平成15年度下半期	平成16年度上半期	
1	電話情報提供サービス (携帯電話有料サイト等) 2,328	電話情報提供サービス (携帯電話有料サイト等) 3,428	電話情報提供サービス (携帯電話有料サイト等) 4,555	
2	ローン・サラ金 1,038	ローン・サラ金 1,018	ローン・サラ金 655	
3	商品一般(詐欺請求等) 422	資格取得用教材 318	家屋の修繕工事 185	
4	賃貸アパート 315	賃貸アパート 241	賃貸アパート 183	
5	資格取得用教材 305	商品一般(詐欺請求等) 220	資格取得用教材 166	
6	家屋の修繕工事 246	家屋の修繕工事 198	浄水器・整水器 134	
7	エステサービス 168	浄水器・整水器 131	エステサービス 121	
8	浄水器・整水器 168	アクセサリー 128	商品一般(詐欺請求等) 120	
9	自動車・二輪車 122	エステサービス 115	アクセサリー 99	
10	アクセサリー 117	自動車・二輪車 85	ふとん 96	

商品・サービス別相談の第1位は携帯電話の有料サイト利用料の請求に関する相談が多いため、「電話情報提供サービス」となっています。第3位の「家屋の修繕工事」については、一人暮らしの高齢者の家を訪問して耐震診断や床下点検等を行い、不安をおおって耐震工事や調湿剤散布などの高額な契約をさせるといった事例が多くなっています。

3 特に注意を要する販売方法等

① 高齢者宅への強引な訪問販売

高齢者宅を訪問して強引に商品を販売する相談が増加しています。特にふとんや浄水器を強引に販売する業者が目につきます。

② マルチ商法

20代の若者を中心にマルチ商法に関する相談が目立ちます。大学生が次々と誘われている事例もありました。

③ 保証金詐欺

ヤミ金融業者に関する相談が減少傾向のなか、保証金等の名目でお金を振り込ませ実際の融資はされないという保証金詐欺による被害が増えています。



最近の苦情相談テスト事例

消費生活センターには商品に関するさまざまな苦情・相談が寄せられています。今回は最近あった相談のうち、テストを行った事例の一部をご紹介します。暮らしの中で商品に関するトラブルが起きてしまったときには、一度、消費生活センターへご相談ください。

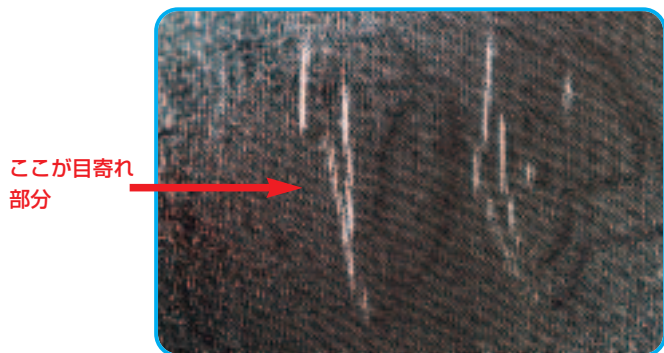


あなた 小さな孔がたくさんできたスカート

事例 黒のシルクのスカートをクリーニングに出したら小さな孔がたくさんでき、一部、布地の風合いも変わって戻ってきた。という相談がありました。

苦情品は、ウエスト部分がゴムの一見ペチコート風の裏地のない薄い絹のスカートで、3回着用しドライクリーニングに出した。クリーニング店から戻ってきた後はビニールカバーをはずしてタンスに半年間保管していた。今回、着用した時に布地の変化に気付いたとのことでした。

小さな孔は、ウエストのすぐ下や裾のあたりにいくつも見られました。一つ一つをマイクロSCOPEで拡大して観察しました(写真①)が、すべて糸が寄って起きた目寄れの孔で



(写真①)



(写真②)

した。引張試験機(JIS規格)による織物の目寄せ試験を実施したところ、引張りに弱い生地であることがわかり、ゴムを伸ばして着用する形態からも、日常の使用でもできる孔と考えられました。メーカーにもその旨を伝え、布地がデリケートであることやこすれに弱いなどの表示をするよう要望を出しました。

また、着用時の前ひざ部分に一部風合いの変化(写真②)が見られましたが、絹は水などで変化することも多く、水滴がたれておしぼりで拭いた程度でも風合いの変化が起こることもあるため、やはり日常の使用で起こった風合いの変化と考えられました。

クリーニングに出す前に汚れやこすれなどを確認するのは勿論のこと、戻ってきた時もすぐその場で確認を必ずすることで、こうしたトラブルを防ぐことができます。

家庭の水に関する詐欺的訪問販売

事例 昨日「この付近の水質検査を行っています」と言って、作業服姿の男性が来訪した。その男性が水道の水をコップに入れ、透明な液体を入れたところ黄色に変った。「水が汚れていますね。こんなに汚れた水を飲んでいたら健康のためによくないですよ。でも、この浄水器をつければ大丈夫」と言って、持参してきた浄水器を台所に設置した。

その後、浄水器を通した水をコップに入れ、再度同じ液体を入れたが色は変わらなかった。汚れた水は健康に悪いと思い浄水器を契約したという相談がありました。

このように水の色が変わるのを見せ、消費者の不安をあおって浄水器の契約を迫る手口が、いっこうに減りません。

業者が使用した透明な液体は残留塩素を測定する試薬で、水の色が変わるのは水道水には消毒用の塩素が含まれ、残留塩素と試薬が反応するためです。水道法施行規則により末端の蛇口からは残留塩素が0.1mg/l以上検出されなければな

らないことになっており、どの家庭の水道水も試薬により変色することになります。

残留塩素の主な測定方法には、液体の試薬で黄色に変色する**オルトトリジン法**(事例の場合)と粉末の試薬で赤色に変色する**DPD法**があります。しかし、オルトトリジン法は厚生労働省通知により平成14年4月1日から測定方法としては認められていません。

水道水の残留塩素と試薬の反応テスト



DPD法

オルトトリジン法

試験前の水

情報掲示板

消費生活講座受講者募集



講座名	① 食の安全性	② 住まいのゆとり提案
内容	食品の現状から安全についての知識を学びます。	快適な住まい、ゆとりある住まいを実現するための知識を深めます。
日程	2月8日、15日、22日、3月1日 毎週火曜日 午前10時～正午	2月10日、17日、24日、3月3日 毎週木曜日 午前10時～正午
場所	消費生活センター 第1研修室（伏見ライフプラザ12階）	
定員	①、②とも各100名。多数の場合抽選	受講料 ①、②とも無料
申込方法	①、②とも「往復はがき」に講座名・住所・氏名・電話番号を明記の上、2月1日（火）までに下記へ（必着）	
申込先	〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 名古屋消費生活センター ☎222-9679	

名古屋市 消費生活フェア

くらしのホントフェスタ in オアシス21

入場無料

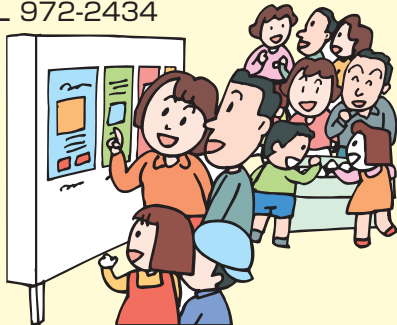
消費者被害の未然防止や消費者意識の向上を図るため、消費者・事業者・行政が一体となり、「賢い消費者」になっていただくための消費生活に関する様々な“ホント”の情報を発信します。ぜひ、ご来場ください。

日時 2月19日（土）～20日（日）午前11時～午後4時

場所 オアシス21

内容 消費者取引・食・環境問題をテーマとした展示、ステージイベント、クイズ、ゲーム大会、オリジナルカレンダープレゼント、抽選会など、楽しい行事を満載！

問合せ先 名古屋市民経済局消費流通課
TEL 972-2434



名古屋市消費生活調査員募集

内容 「名古屋市消費生活条例」に基づいて定められている単位価格表示や量目調査などの調査を年6回程度実施するほか、消費生活に関するアンケートなどを提出していただけます。



任期 平成17年4月委嘱日から平成18年3月31日まで

応募資格 名古屋市内にお住まいの20歳以上の方

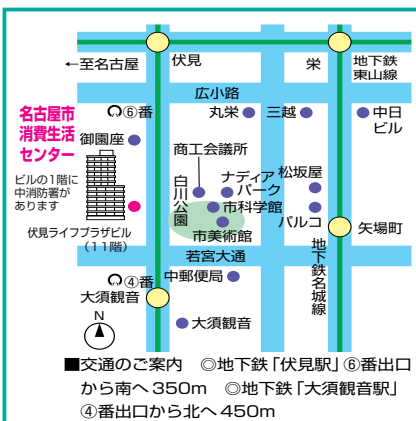
募集人員 100名（選考）

謝礼 年額10,000円（予定）ただし、調査票の提出状況によっては減額することもあります。

申込方法 所定の申込書に必要事項をご記入の上、封筒に「消費生活調査員応募」と明記し、下記の申込み先にお送りいただくか、又は直接ご持参ください。FAXおよびメールでも受け付けます。市ホームページでも申込書を掲載しています。

申込期限 平成17年2月10日（木）（当日消印有効。選考結果は平成17年3月末までに連絡）

申込み・問合せ先 名古屋市民経済局消費流通課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 972-2437 FAX 972-4136
E-mail a2437@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp
名古屋市ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/>
「お知らせ“あれこれ”」



利用のご案内

- 相談電話 ☎222-9671
相談時間 月～金（祝日除）午前9時～12時 午後1時～4時15分
（ただし、継続相談は午後5時まで）
- 土曜日テレフォン相談 ☎222-9690
相談時間 土曜日（祝日除）午前9時～11時 午後1時～4時
- くらしの情報プラザ ☎222-9677
月～土（祝日除）午前9時～午後5時

名古屋消費生活センター <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052) 222-9679
FAX (052) 222-9678



●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
このパンフレットは再生紙を利用しています。（古紙配合率100%白色度80%）